

苫小牧市男女平等参画推進条例の構成

前 文

第 1 章 総則

第 1 条 目的

第 2 条 定義

第 3 条 基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への平等参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 性と生殖に関する健康への配慮
- ⑥ 国際社会における取組への配慮

第 4 条 市の責務

第 5 条 市民の責務

第 6 条 事業者の責務

第 7 条 性別による差別的取扱いの禁止等

第 2 章 男女平等参画を推進するための基本的施策

第 8 条 基本計画

第 1 4 条 調査研究

第 9 条 施策の策定等に当たっての配慮

第 1 5 条 推進体制の整備

第 1 0 条 市民等の理解を深めるための措置

第 1 6 条 財政上の措置

第 1 1 条 教育及び学習の振興

第 1 7 条 実施状況の公表

第 1 2 条 市民等に対する支援

第 1 8 条 苦情等の申出

第 1 3 条 審議会等における男女平等参画の推進

第 3 章 苫小牧市男女平等参画審議会

第 1 9 条 苫小牧市男女平等参画審議会